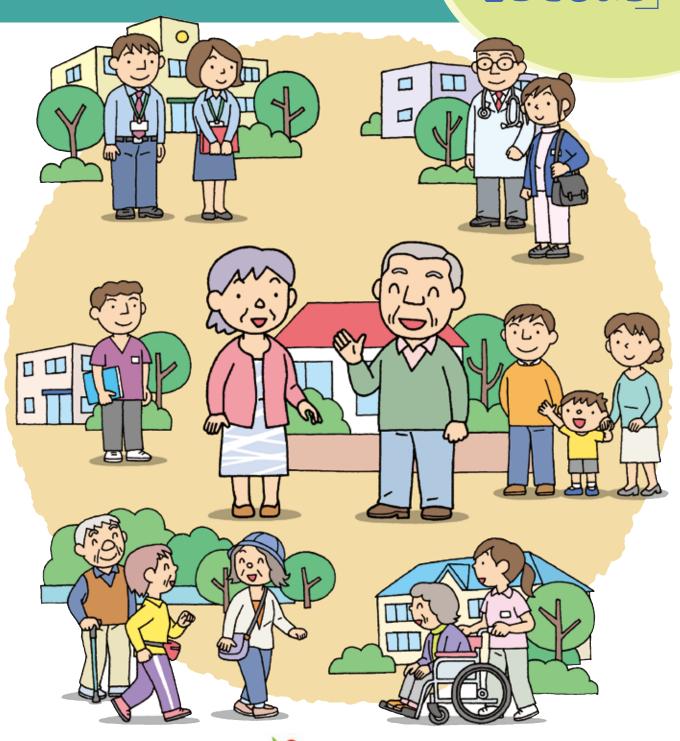
南丹市

# 高龄者福祉



ガイドブック

健康で生き生きと、 つながりながら 暮らせるまち」





南丹市

利用者負担の支払い

# もくじ \*掲載している内容については、今後見直される場合があります

<b>介護保険のしくみ</b>	2
介護保険料	5
申請から利用までの手順 まずは市の担当窓口や 地域包括支援センターに相談しましょう	7
在宅系サービス	11
生活環境を整えるサービス	15
<b>施設系サービス</b>	17
介護予防・日常生活支援総合事業 総合事業を利用していつまでも 自立した生活を	19
利用者の負担 介護(介護予防) サービスは1割 (一定以上所得者は 2割または3割) の利用者負担で利用できます	21
介護をする方を支援するサービス	24
その他の福祉サービス	25

### 介護保険はささえあいの制度です

# 介護保険のしくみに ついて知りましょう



介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入 者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払って サービスを利用できるしくみです。

### 40歳以上の方(被保険者)

- 介護保険料を納めます。
- サービスを利用するために要介護認定の申請をします。

相談

サービスを利用したら、利用者負担を支払います。



●要介護認定の申請●介護保険料の納付

### 地域包括支援センター

介護予防や、地域の高齢者の総合的な 相談の拠点です。くわしくは裏表紙へ。





●サービス提供

●介護報酬

●介護報酬 の請求

### 介護保険制度を運営します。

市区町村(保険者)

負担割合証の交付保険証の交付要介護認定

- ●要介護認定を行います。
- 保険証を交付します。
- 負担割合証を交付します。
- ●サービスの確保や整備をします。





# の支払い

支援

● 都道府県などの指定を受けた社 会福祉法人、医療法人、NPO 法人、民間企業などがサービス を提供します。





# 介護保険の

### 40歳以上の方が介護保険の被保険者になります

被保険者は年齢により2種類に分けられます。

### 65歳以上の方

### ➡第1号被保険者



第1号被保険者は、介護や日常生活の支援が必要となったとき、 市の認定を受け、サービスが利用できます。

※65歳以上の方で、交通事故などの第三者による行為が原因で介護保険を利用する場合は、 市への届け出が必要です。示談前に市の担当窓口へご連絡ください。

保険料については5ページ

### 保険料の決め方と納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納めます。受給している年金額に よって、納め方は2通りに分かれます。

※納め方は法律で決まっているため、選ぶことはできません。

### 老齢 (退職) 年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円未満 の方

市区町村から送付される納付書または口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料 を納めます。

#### ■□座振替がおすすめです!

保険料を納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のもの を持って、指定の金融機関でお申し込みください。

●保険料の納付書 ●預(貯)金通帳 ●通帳届け出印

※申し込みから□座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としできなかったなどの 場合は、納付書で納めることになります。



### 特別徴収

### 老齢 (退職) 年金・遺族年金・障害年金が、年額18万円以上 の方

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

- ■年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納める場合があります。
- ●65歳(第1号被保険者)になった場合
- ●年度途中で年金の受給が始まった場合
- ●他の市区町村から転入した場合
- ●年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など



### 40~64歳の方



第2号被保険者は、加齢と関係があり、要支援・要介護状態の 原因となる心身の障害を引き起こす疾病(特定疾病)により介護 や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスが利用で きます。

交通事故や転倒などが原因の場合、介護保険は利用できません。

### 一人に1枚交付されます

# 介護保険の保険証



介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証(介護保険被保険 者証)が交付されます。

65歳以上の方(第1号被保険者)… 65歳に到達する月に交付されます。

40~64歳の方 (第2号被保険者) … 認定を受けた場合などに交付されます。



保険証の番号を確認 しましょう。

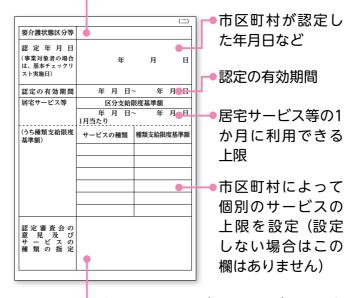
● 住所・氏名・生年月 日などに誤りがない かを確認しましょう。

●裏面の注意事項を よく読みましょう。

保険証は、サービスを利用する ときなどに欠かせないものです。 大切に扱いましょう。



### 認定された要介護状態区分等



利用できるサービスの指定がある場合 に記載(指定がある場合、そのサービ ス以外の給付は受けられません)

						(三)
給付制	限	内容	期	間		
			開始年月日 終了年月日	年 年	月月	日日
			開始年月日 終了年月日	年年	月月	H
			開始年月日 終了年月日	年年		日日
居者防そ又セカリックでは、大学のは、大学のは、大学学のは、大学学のは、大学学のは、大学学の活力を表現しています。	護及名支		届出年月日	年	月	H
			届出年月日	年	月	B
			届出年月日	年	月	日
介護保険施設等	種類		入所等年月日	年	月	Н
	名称		退所等年月日	年	月	В
	種類		入所等年月日	年	月	Н
	名称	7	退所等年月日	年	月	日

፞ー保険料の滞納など で給付に制限があ る場合に記載

◆ケアプランの作成 (P9、10) を依頼す る居宅介護支援事 業者名等を記載

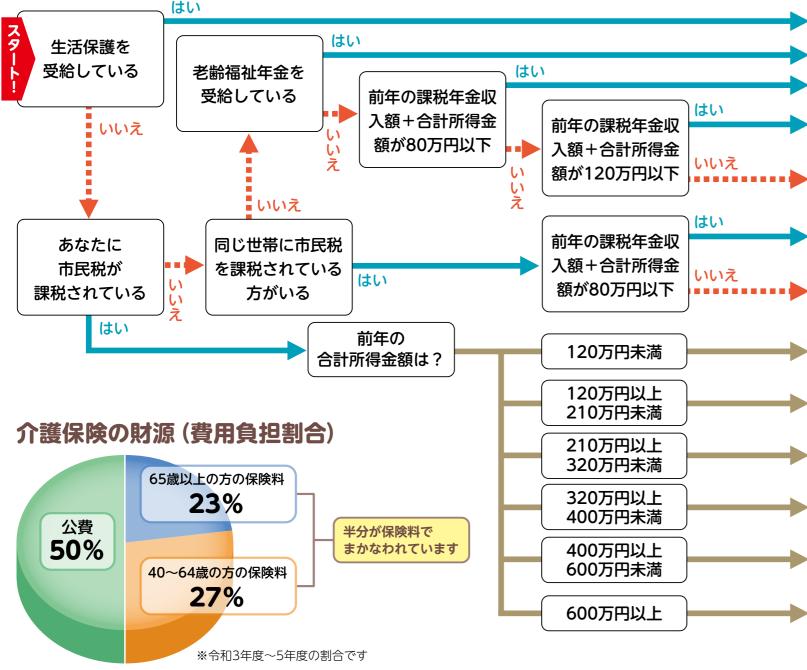
る場合に、介護保険施設等で名称や入 退所等年月日を記載

### 令和3年度~5年度の介護保険料について

# 65歳以上の方の介護保険料 (第1号被保険者)

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は3年ごとに見直すことになっています。

南丹市では、令和3年度から5年度までに必要な介護給付費を見込み、費用負担割合にもとづ いて65歳以上の方の介護保険料基準額を算定しました。



介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料と公費を 財源としています。介護が必要となったときに、だれもが安心して サービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

### 介護保険料は基準額をもとに決められます

基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる金額のことです。保険料は、本人 や世帯の課税状況・所得に応じて、段階的に決められています。

基準額(年額) 76.320円

南丹市で令和3年度から 令和5年度の3年間に必要と 見込まれる介護サービスの総費用

65歳以上の方 (第1号被保険者)の 負担分(23%)

÷3年

南丹市の65歳以上の方(第1号被保険者)の人数

### ●令和3年度~5年度の介護保険料

段階	対象者	割合	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.30 (基準額×0.50)	<b>22,890円</b> (軽減前38,160円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.50 (基準額×0.75)	38,160円 (軽減前57,240円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年の課税年金収入 額と合計所得金額の合計が120万円超	基準額×0.70 (基準額×0.75)	53,420円 (軽減前57,240円)
第4段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税かつ本人 の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万 円以下	基準額×0.90	68,680円
第5段階	世帯に市民税課税者があり本人が市民税非課税かつ本人 の前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万 円超	基準額	76,320円
第6段階	本人が市民税課税かつ 本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	91,580円
第7段階	本人が市民税課税かつ 本人の前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30	99,210円
第8段階	本人が市民税課税かつ 本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50	114,480円
第9段階	本人が市民税課税かつ 本人の前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満	基準額×1.70	129,740円
第10段階	本人が市民税課税かつ 本人の前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満	基準額×1.80	137,370円
第11段階	本人が市民税課税かつ 本人の前年の合計所得金額が600万円以上	基準額×2.00	152,640円

<sup>※</sup>合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

<sup>※</sup>租税特別措置法に規定される長期譲渡所得または短期譲渡所得のいずれかに係る特別控除額がある場合は、その特別控除額を合計所得金額から 控除した額で判定します。また、第1~5段階(市民税非課税の方)の判定においては、所得税法に規定される公的年金収入に係る所得金額を合 計所得金額から控除した額で判定します。

<sup>※</sup>課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等 は含まれません。

<sup>※</sup>低所得高齢者の保険料軽減強化を行い、公費の投入により、第1段階の介護保険料は22,890円(基準額×0.30)、第2段階は38,160円(基準額 ×0.50)、第3段階は53.420円(基準額×0.70)に減額されます。

<sup>※</sup>前年の所得が不明の場合は、いったん暫定的に保険料を決定させていただきます(所得の申告後、保険料を精算)。 前年の所得の申告をされていない場合は、市役所までご相談ください。

### 要介護認定までの流れを確認しましょう

# まずは市の担当窓口や 地域包括支援センターに 相談しましょう





### 窓口に相談します

介護や支援が必要と感じたら、市の担当窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。必 要な介護や支援の度合いによって、受けられるサービスが異なります。

介護サービス、 介護予防サービスの 利用を希望する 場合は…

### 介護予防・日常生活支援総合事業の 利用を希望する場合は…

くわしくはP19

総合事業は市区町村が行う介護予防の取り組みで す。総合事業の利用を希望する場合は、基本チェッ クリストで生活機能の状態を確認し、判定を受けま す。基本チェックの結果により、利用できるサービ スが異なります。

# 要介護(要支援)認定の申請をします

介護サービスや介護予防サービスの利用を希望する方は、市の窓口で認定の申請をしましょ う。申請は、利用者本人または家族のほか、ケアマネジャー(介護支援専門員)、地域包括支 援センターや介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

- ■申請には以下のものが必要です
- ●要介護・要支援認定申請書(主治医の氏名、医療機関名などの記入が必要です)
- ●介護保険被保険者証●健康保険被保険者証



### 定調査が行われます

市の認定調査員などが自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人 と家族などから聞き取り調査などをします(全国共通の調査票が使われます)。

利用者本人の主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受け ます。主治医がいない場合は市の窓口にご相談ください。

### 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、 主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)され ます。

- ●コンピュータ判定の結果…公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。 (一次判定の結果)
- ●特記事項·················調査票には盛り込めない事項などが記入されます。
- ●主治医意見書……かかりつけ医が作成した心身の状況についての意見書。



### 介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定 審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。





### 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険 被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」も発行されます。

生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。介護サービス 要介護1~5)が利用できます。

P9

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。介 要支援1・2 護予防サービスと、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」が 利用できます。

非該当

生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある方 などです。基本チェックリストによる判定を受けて生活機能の低下がみ られた場合、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」が利用で

P19

また、市が行う「一般介護予防事業」やその他の福祉サービスが利用 できます。

### 認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は被保険者証に記載されていますので必ず確認しましょう。要介護・要支 援認定の継続を希望される場合は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、 要介護認定の有効期間満了日の60日前からすることができます。

要介護認定の通知

### 通知から利用までの流れを確認しましょう

# サービスの利用のしかた



要介護1~5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業 者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。また、要支援1・2と認定された 方は地域包括支援センターに連絡します。

> 利用したい 連絡居宅介護支援事業者

施設に入所

た

護保険施設

連 絡

地域包括支援センタ

連絡

### ケアプランの作成を依頼

ケアマネジャーのいる居宅介護支 援事業者に連絡します。ケアマネ ジャーは利用者の心 身の状態などを把握 し、課題の分

析をします。

### サービス担当者との話し合い

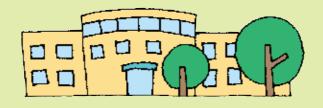
生活機能の維持・改善のためにどん なサービスを利用するか、利用者・ 家族とサービス担当者を含めて検討





### 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に利用者が直接申し込みます。どのような施設がよいか ケアマネジャーに相談することもできます。



### ケアプランの作成を依頼

地域包括支援センターに連絡し ます。地域包括支援センターの 職員は利用者の心身の状態など を把握し、課題の分析をします。



### サービス担当者との話し合い

生活機能の改善のために目標を設定 し、どんなサービスを利用するか、 利用者・家族とサービス担当者を含 めて検討します。



### ■居宅介護支援事業者とは

ケアマネジャーを配置している事業者です。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を 依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。

### ■ケアマネジャー (介護支援専門員) とは

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護保険サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。

- ●利用者や家族の相談に応じアドバイスします。
- 利用者の希望に沿ったケアプランを作成します。
- ●サービス事業者との連絡や調整をします。
- ●施設入所を希望する方に適切な施設を紹介します。

### ■ケアプランとは

介護サービスの利用計画です。心身の状態、生活環境、利用者の家族の希望をふまえ、利用するサービスの種類 や回数などを定めます。

### ケアプランの 作成

利用するサービス の種類や回数など を決定し、ケアプ ランを作成しても らいます。

### サービス事業者と 契約

介護サービスを提供する 事業者と契約します。



### 介護サービスを利用



一定期間ごとに要介護認定を更新します

### ケアプランの作成

入所した施設のケアマネジャーにケアプランを作 成してもらいます。



### 施設サービスを利用

請から利用まで

の



一定期間ごとに要介護認定を更新します

### ケアプランの 作成

日標を達成するた めのサービスの種 類や回数などを決 定し、介護予防ケ アプランを作成し てもらいます。

### サービス事業者と 契約

介護予防のサービスを提 供する事業者と契約しま



### 介護予防サービスを利用



一定期間ごとに要介護認定を

介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を合わせて利用できます

### 介護予防・生活支援サービス事業を利用





### 在宅で生活しながら介護を受けられるサービスです

## 介護保険で利用できるサービス 在宅系サービス



在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問系サービスや施設に通って受ける通所系サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。

99円

●費用は要介護度や施設の種類、職員の配置等によって異なります。

### ●訪問系サービス



### 自宅での生活の手助けをしてほしい

### 要介護 訪問介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ などの身体介護、調理・洗濯、掃除などの日常生活上の援助をします。

#### ●利用者負担のめやす

身体介護中心(20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心(20分以上45分未満の場合)	183円

通院等のための乗車または降車の介助(1回につき)

※移送にかかる費用は別途負担が必要です

### 総合事業 訪問介護相当サービス 要支援 (ホームヘルプ)

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や食事など生活の支援を行います。

#### ●利用者負担のめやす〈1か月につき〉

週1回程度の利用	1,176円
週2回程度の利用	2,349円
週2回程度を超える利用(要支援2のみ)	3,727円

※身体介護・生活援助の区分はありません ※サービス費用は1か月あたりの定額になります

### 要介護 訪問入浴介護

介護職員や看護職員が移動入浴車などで居宅を訪問し、入浴の介助をします。

#### ●利用者負担のめやす

10

1,260円

### 要支援介護予防訪問入浴介護

疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員や看護職 員が居宅を訪問し、入浴の介助をします。

#### ●利用者負担のめやす

1回 852円

### 自宅でリハビリを受けたい

### 要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、 リハビリテーションを行います。

#### ●利用者負担のめやす

1回\* 307円 \*\*20分間リハビリテーションを行った場合

### 要支援 介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、 介護予防を目的としたリハビリテーションを行います。

#### ●利用者負担のめやす

回\* 307円

#### ※20分間リハビリテーションを行った場合

### 自宅でお医者さんや看護師さんに アドバイスをもらいたい

### 要介護 訪問看護

疾患などを抱えている方へ、看護師などが居宅を訪問 し、療養上の世話や診療の補助を行います。

#### 利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの 訪問の場合(30分未満の場合)	470円
病院または診療所からの訪問 の場合(30分未満の場合)	398円

### 要支援介護予防訪問看護

疾患などを抱えている方へ、看護師などが居宅を訪問し、 介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行いま

#### ●利用者負担のめやす

訪問看護ステーションからの 訪問の場合(30分未満の場合)	450円
病院または診療所からの訪問 の場合(30分未満の場合)	381円

### 要介護 居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

#### ●利用者負担のめやす

医師が行う場合(月2回まで)

514円

### 要支援介護予防居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

#### 利用者負担のめやす

医師が行う場合(月2回まで)

514円

### ●通所系サービス

### 施設に通って支援やリハビリを受けたい

# 要介護 通所介護(デイサービス) 地域密着型通所介護

通所介護施設 (デイサービスセンター) で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などを日帰りで行います。

地域密着型通所介護は、定員が18人以下の小規模な通所介護施設です。

#### 利用者負担のめやす

地域密着型通所介護事業所で7~8時間利用の場合〈1回につき〉

750円
887円
1,028円
1,168円
1,308円

※送迎を含む ※食費などは別途必要になります

### 総合事業 通所介護相当サービス 要支援 (デイサービス)

通所介護施設 (デイサービスセンター) で、食事・入浴 などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行います。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

#### ●利用者負担のめやす

共通的サービス〈1か月につき〉

要支援1・事業対象者	1,672円
要支援2	3,428円

※送迎を含む ※食費などは別途必要になります ※サービス費用は1か月あたりの定額になります

※選択的サービスの内容・費用については事業所にお問い合わせください



### 施設に通って支援やリハビリを受けたい

# (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴・排 せつなどの介護や、生活機能向上のためのリハビリテー ションを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす

通常規模の事業所で7~8時間利用の場合〈1回につき〉

要介護1	757円
要介護2	897円
要介護3	1,039円
要介護4	1,206円
要介護5	1,369円

※送迎を含む ※食費などは別途必要になります

### 要介護 通所リハビリテーション 要支援 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事・入浴などの 日常生活上の支援や、リハビリテーションを日帰りで行い ます。また、目標に合わせた選択的サービスも提供します。

#### ■利用者負担のめやす

共通的サービス〈1か月につき〉

要支援1	2,053円
要支援2	3,999円
※送迎を含む、※食費などは別途必要	になります

※サービス費用は1か月あたりの定額になります ※選択的サービスの内容・費用については事業所にお問い合わせください

### 要介護認知症対応型通所介護

### 要支援)介護予防認知症対応型通所介護

認知症の方へ、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで行います。

#### ●利用者負担のめやす

7~8時間利用の場合(1回につき)

要介護1	992円
要介護2	1,100円
要介護3	1,208円
要介護4	1,316円
要介護5	1,424円

※送迎を含む ※食費などは別途必要になります



#### ●利用者負担のめやす

7~8時間利用の提合 (1回につき)

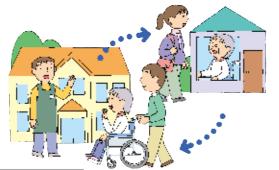
要支援1		859円	
	要支援2	959円	

※送迎を含む ※食費などは別途必要になります

### 通い・訪問・泊まりなど組み合わせて利用したい

### 要介護 小規模多機能型居宅介護 要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じて、居宅への訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスを提供 します。



#### 利用者負担のめやす 〈1か月につき〉

(137310 2 0)			
要介護1	10,423円		
要介護2	15,318円		
要介護3	22,283円		
要介護4	24,593円		
要介護5	27,117円		

※食費、宿泊費などは別途必要になります ※サービス費用は1か月あたりの定額となります

### 利用者負担のめやす

〈1か月につき〉

 •	
要支援1	3,438円
要支援2	6,948円

※食費、宿泊費などは別途必要になります ※サービス費用は1か月あたりの定額となります

### ●短期入所系サービス

### 施設に入所してサービスを受けたい

### 要介護 短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している方へ、日常 生活上の支援や機能訓練などを行います。

### 要支援介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所している方へ、介護予 防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



#### 利用者負担のめやす

介護老人福祉施設併設型・多床室の場合〈1日につき〉

要介護1	596円
要介護2	665円
要介護3	737円
要介護4	806円
要介護5	874円

※食費、滞在費などは別途必要になります

#### ●利用者負担のめやす

介護老人福祉施設 併設型・多床室の場合(1日につき)

要支援1	446円		
要支援2	555円		

※食費、滞在費などは別途必要になります

### 要介護 短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所している方へ、日常 生活上の支援や機能訓練などを行います。

### 要支援介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所している方へ、介護予 防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などを行います。



#### 利用者負担のめやす

介護老人保健施設 多床室の場合(1円につき)

要介護1	827円	
要介護2	876円	
要介護3	939円	
要介護4	991円	
要介護5	1,045円	

※食費、滞在費などは別途必要になります

#### 利用者負担のめやす

介護老人保健施設 多床室の場合〈1日につき〉

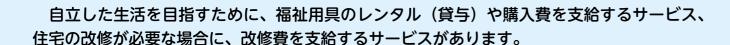
要支援1	610円
要支援2	768円

※食費、滞在費などは別途必要になります

### 生活しやすい環境で自立を目指しましょう

# 介護保険で利用できるサービス

# 生活環境を整えるサービス



### 福祉用具を利用して自分でできることを増やしたい

### 福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具(下記の品目)を借りることができます。

### 要介護4・5の方の対象品目

●**自動排泄処理装置** ※尿のみを吸引するものは要支援1・2、 要介護1~3の方も利用できます

#### 要介護2・3の方の対象品目

- ●車いす(車いす付属品を含む) ●特殊寝台(特殊寝台付属品を含む) ●床ずれ防止用具
- ●体位変換器 ●認知症老人徘徊感知機器 ●移動用リフト(つり具を除く)

### 要支援1・2、要介護1の方の対象品目

- ●手すり(工事をともなわないもの) ●スロープ(工事をともなわないもの)
- ●歩行器 ●歩行補助つえ

### ◆利用者負担について

● サービス費用の1割 (一定以上所得者は2割または3割) を負担します。 ※用具の種類や事業者によりレンタル費用は変わります

### 特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

下記の福祉用具を、都道府県などの指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

### 申請が必要です

### 要介護1~5

#### 要支援1・2

- ●腰掛便座
- ●簡易浴槽
- ●入浴補助用具 ●自動排泄処理装置の交換可能部品
- ●移動用リフトのつり具

### ◆申請に必要な書類

- ●申請書 ●領収書
- 購入した福祉用具が確認できるパンフレットのコピー
- 設置した状態を確認できる写真(日付入り)

#### ◆利用者負担について

- ●いったん利用者が全額負担します。その後、領収書などを添えて市の窓口に申請すると、同年度(4月1日~翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割が介護保険から支給され、1割を負担します。一定以上所得者は8割または7割が介護保険から支給され、2割または3割を負担します。
- ●利用者が利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度があります。くわしくは高齢福祉課へお問い合わせください。
- ●都道府県などの指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

### 住みなれた家を暮らしやすい環境にしたい

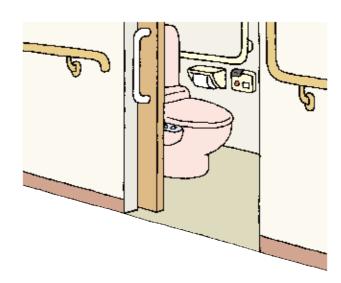
### 住宅改修費支給 [介護予防住宅改修費支給]

### 事前の申請が必要です

事前に市の窓口へ申請したうえで、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、 改修費が支給されます。

#### ◆利用者負担について

- ●いったん利用者が改修費を全額負担します。その後、市の窓口に申請すると、20万円を上限に費用の 9割が介護保険から支給され、1割を負担します。一定以上所得者は8割または7割が介護保険から支給 され、2割または3割を負担します。
- ●利用者が利用者負担分のみを事業者に支払い、残りは市から事業者へ直接支払われる「受領委任払い」の制度があります。くわしくは高齢福祉課へお問い合わせください。
- ●引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度給付を受けることができます。



#### 要介護1~5

### 要支援1・2

### 支給対象となる住宅改修

- ●手すりの取り付け
- ●段差の解消
- ●滑りにくい床材に変更
- ●引き戸などへの扉の取り替え、扉の撤去
- ●和式便器を洋式便器などに取り替え
- ●上記の工事にともなって必要となる工事

### 利用手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市の窓口へ事前に申請/市による確認

(市の審査後)工事の実施・完了/支払い

市の窓口へ領収書などを提出(支給申請)

住宅改修費の支給

### 事前申請に必要な書類

- ●住宅改修費支給申請書(事前申請分)
- ●住宅改修が必要な理由書
- ケアマネジャーなどに作成を依頼します
- ●工事費見積書
- ●改修内容がわかる図面及び改修前の 写真(日付入り)
- ●住宅の所有者の承諾書

利用者本人と住宅の所有者が異なる場合

#### 支給申請に必要な書類

- ●住宅改修費支給申請書
- ●住宅改修に要した費用の領収書
- ●完成後の状態を確認できる書類改修後の写真(日付入り)

など



### 施設で生活しながら介護を受けられるサービスです

### 介護保険で利用できるサービス 施設系サービス



### 認知症高齢者を対象にしたサービスを利用したい

### 要介護認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

### 要支援2 介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

認知症の方が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす ユニット数1の場合〈30日の場合〉

要介護1	22,920円		
要介護2	24,000円		
要介護3	24,690円		
要介護4	25,200円		
要介護5	25,740円		

要支援1の方は 利用できません

●利用者負担のめやす ユニット数1の場合(30日の場合)

要支援2 22.800円

### 施設に入居している方を対象とするサービス

### 要介護特定施設入居者生活介護

### 要支援)介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している方へ、日常生活 上の世話や機能訓練などを行います。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

要介護1	16,140円	
要介護2	18,120円	
要介護3	20,220円	
要介護4	22,140円	
要介護5	24,210円	

有料老人ホームなどに入居して いる方へ、介護予防を目的とした 日常生活上の支援や機能訓練など を行います。

●利用者負担のめやす〈30日の場合〉

要支援1	5,460円	
要支援2	9,330円	

### 身近な地域の施設に入所したい

### 要介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム)

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施 ●利用者負担のめやす(30日の場合) 設で、介護や日常生活上の世話、機能訓練な どを行います。

新規入所は、原則として要介護3以上の方が

※要介護1・2でやむを得ない事情がある方は、新規 入所が認められる場合があります

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
要介護1	19,830円	17,460円	17,460円	
要介護2	21,900円	19,530円	19,530円	
要介護3	24,060円	21,660円	21,660円	
要介護4	26,220円	23,760円	23,760円	
要介護5	28,260円	25,800円	25,800円	

### **記で日常生活の** 支援をしてほしい

### 要介護 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

#### 利用者負担のめやす(30日の場合)

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	19,560円	17,190円	17,190円
要介護2	21,600円	19,230円	19,230円
要介護3	23,790円	21,360円	21,360円
要介護4	25,860円	23,400円	23,400円
要介護5	27,870円	25,410円	25,410円

常時介護が必要で居宅での生活が困難な 方が入所する施設です。施設での日常生活 上の支援や介護を行います。

新規入所は、原則として要介護3以上の方が対象です。 ※要介護1・2でやむを得ない事情がある方は、新規入所が認 められる場合があります

### 介護やリハビリを 受けたい

### 要介護 介護老人保健施設 (老人保健施設)

#### ●利用者負担のめやす(30日の場合)

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
要介護1	23,880円	21,420円	23,640円	
要介護2	25,230円	22,770円	25,080円	
要介護3	27,090円	24,630円	26,940円	
要介護4	28,680円	26,220円	28,470円	
要介護5	30,270円	27,750円	30,090円	

病状が安定している方が在宅復帰できる よう、リハビリテーションや介護を行いま す。



### 医療を中心とした

### 要介護 介護療養型医療施設 (療養病床等)

#### 利用者負担のめやす〈30日の場合〉

	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
要介護1	21,180円	17,790円	20,580円
要介護2	24,030円	20,550円	23,430円
要介護3	30,060円	26,670円	29,460円
要介護4	32,700円	29,220円	32,100円
要介護5	34,980円	31,560円	34,380円

長期の療養を必要とする方のための施設 で、医療・看護・介護などを行います。



### 牛活の場で 長期療養したし

### 要介護 介護医療院

### ■利田老負担のめやす(30日の場合)

一个的方面实际的人,				
	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
要介護1	25,260円	21,420円	24,750円	
要介護2	28,530円	24,720円	28,020円	
要介護3	35,640円	31,800円	35,130円	
要介護4	38,640円	34,830円	38,130円	
要介護5	41,370円	37,530円	40,860円	

長期の療養を必要とする方のための施設 で、医療のほか、生活の場としての機能も 兼ね備え、日常生活上の介護などを行いま す。

- ●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。
- ●食費、居住費などは別途必要になります。
- ●費用は要介護度や施設の種類、職員の配置等によって異なります。
- ・ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室 ・ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室
- ・従来型個室…ユニットを構成しない個室 ・多床室…ユニットを構成しない相部屋 ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです

### 介護予防に取り組みましょう!

# 総合事業を利用して いつまでも自立した生活を



市区町村では65歳以上の方を対象とした「総合事業」を行っています。この事業では介護保 険の要介護(要支援)認定を受けていなくても、一人ひとりの生活に合わせた柔軟な介護予防 のためのサービスを利用することができます。

### 利用までの流れ

### 基本チェックリストで生活機能の状態を 確認し判定を受けます

基本チェックリストとは、介護の原因となりやすい生活機能の 低下がないか、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこ もりなどの25項目について「はい」「いいえ」で答える簡単な 質問票です。

### 生活機能の低下がみられた方 (事業対象者)



### 介護予防・生活支援サ

が利用できます

(一般介護予防事業も利用できます)

### 自立した生活が送れる方

一般介護予防事業だけを利用する場合は、基本 、チェックリストで判定を受ける必要はありません。



が利用できます

(65歳以上のすべての方が利用できます)

### 総合事業

人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や 家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できる だけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

# 介護予防・日常生活支援総合事業

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、介護予防・生活支援サービ ス事業と一般介護予防事業の二つからなります。

### みなさんの生活に合わせた柔軟なサービスを提供します

### 介護予防・生活支援サービス事業

- ■基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方(事業対象者)
- できるのは 要介護認定を受けて要支援1・2と認定された方

### 訪問型サービス

- 訪問介護相当サービス(ホームヘルプ) ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者が自立した生活を営むことができるよう、食事や入浴の 介助、掃除・洗濯・調理などの支援を行います。
- ●くらし安心サポート事業

(訪問型サービスA:緩和した基準によるサービス)

生活援助員※が居宅を訪問し、利用者が自立した生活を継続 できるように、利用者が行う家事(炊事・洗濯・掃除・買い物 などの軽易な作業)を支援します。

※生活援助員とは、「くらし安心サポート事業」の実施にあたり、南丹 市の研修を受講した方などをいいます。

訪問型サービスD事業

移動に伴う生活支援サービスです。通いの場などへの移動に 伴う移送前後の付き添い支援を行うものです。

### 通所型サービス

通所介護相当サービス(デイサービス) 通所介護事業所等で食事や入浴の介助、健康管理、機能訓練 やレクリエーションの支援などを日帰りで行います。



### 介護予防に取り組みやすい環境を整えます

### 般介護予防事業

できるのは

- ■65歳以上のすべての方
- ※一般介護予防事業のみを利用する場合は、基本チェックリ ストを受ける必要はありません。

介護や支援が必要となる前の高齢者を主な対象とし て、介護予防に関する講座や教室などを開催します。

- ■運動器の機能向上事業
- 健康教育、健康相談
- ●訪問指導事業 など



### 🥎 サービスにかかった費用の一部を負担します

# 介護(介護予防) サービスは 1割(一定以上所得者は2割または3割) の 利用者負担で利用できます

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用の1割(一定以上所得者は2割または3割)をサービス事業者に支払います。

3割負担になる方

本人の合計所得金額が220万円以上で、

同じ世帯の65歳以上の方の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が 単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上の方

2割負担になる方

本人の合計所得金額が160万円以上で、

同じ世帯の65歳以上の方の「課税年金収入+その他の合計所得金額」が 単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上の方

●上記に該当しない方は、1割負担になります

#### 介護保険負担割合証で利用者負担の割合を確認しましょう

要介護(要支援)認定を受けた方などには、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます(適用期間は8月~翌年7月で毎年交付されます)。サービス利用時にサービス事業者に提示します。

※その他の合計所得金額とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額のことです。

### 在宅サービスの費用について

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額(支給限度額)が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割(一定以上所得者は2割または3割)ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

#### 在宅サービスの支給限度額(1か月)

要介護状態区分	支給限度額
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円
·	

#### 支給限度額が適用されないサービス

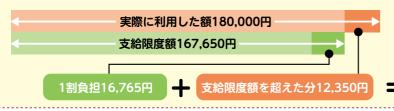
### 要支援1・2の方のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- ●介護予防特定施設入居者生活介護
- ●介護予防認知症対応型共同生活介護
- ●特定介護予防福祉用具販売
- ●介護予防住宅改修費

#### 要介護1~5の方のサービス

- ●居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護
- ●認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ●特定福祉用具販売 ●住宅改修費

#### 例 要介護1の方が、1か月180,000円分のサービスを利用した場合の利用者負担額(1割負担の場合)



利用者負担額 29,115円

### 施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の1割(一定以上所得者は2割または3割)に加えて、 食費、居住費(滞在費)、日常生活費を施設に支払います。



■基準費用額:施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

居住費 (滞在費) の基準費用額				食費の
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	基準費用額
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室と多床室の基準費用額は、( ) 内の金額となります

### 低所得の方は食費と居住費が軽減されます

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、 食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負 担限度額までを支払い、残りの基準費用額との差額分は介護保険 から給付されます(特定入所者介護サービス費)。

市役所に申請が必要です。

	利用者負担段階		居住費等の負担限度額			食費の負担限度額	
			ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1 段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員(別世帯の配偶者を含む。)が市民税 非課税で老齢福祉年金の受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(別世帯の配偶者を含む。)が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3 段階 2		1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円

- ●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( )内の金額となります
- ●次の●②のいずれかに該当する場合、特定入所者介護(予防)サービス費の給付対象にはなりません
- ●市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税者
- ❷市民税非課税世帯(世帯分離している配偶者も市民税非課税)でも、預貯金等が以下の金額を超える場合
- ・第1段階 : 預貯金等が単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合
- ・第2段階 : 預貯金等が単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合
- ・第3段階①:預貯金等が単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
- 第3段階②:預貯金等が単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

### 介護保険を利用しやすくするために 利用者負担の軽減制度があります



### 1か月の利用者負担が高額になったとき

※該当者には市役所より案内します

### 高額介護サービス費

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計がある一定の上限額を超えたときは、申請により 超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給され負担が軽くなる仕組みになっています。

### ◆利用者負担の上限額(1か月)

利用者負担段階区分	上限額(世帯合計)
●生活保護の受給者	15,000円 (個人)
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円
●市民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ●老齢福祉年金の受給者	15,000円 (個人)
●一般(住民税世帯課税で上記以外)	44,400円
●課税所得145万円以上380万円未満	44,400円
●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
●課税所得690万円以上	140,100円

### 年間の介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

### 高額医療・高額介護合算制度

8月1日から7月31日の12か月間に介護保険と医療保険における自 己負担額が一定の限度額を超えたときに、「高額医療合算介護サービ ス費」が支給され、世帯の負担が軽減される仕組みになっています。

> 市役所に申請が必要です。 ※該当者には市役所より案内します



### 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度があります

本人と世帯全員が市民税非課税で、世帯の収入等が一定範囲内などの条件を満 たす場合、社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、デイサービス、 ショートステイ、ホームヘルプサービス等について利用料が軽減されます(利用 者負担額の4分の1が軽減されます)。

市役所に申請が必要です。



### 介護をする方をサポートします

# 介護をする方を 支援するサービス



家族介護支援サービスは、高齢者を介護されている家族を支援する目的で実施するサービス です。

### 家族介護用品支給事業

- 内容 高齢者を在宅で介護されている方を対象に、紙おむつや尿とりパッドなどの購入費を助成します。
- 象 要介護4または5に認定された方を在宅で介護されている市民税非課税世帯の方。
- 助成額 年額75,000円以内 ※申請には領収書が必要です。

### 家族介護慰労金

- 内容 在宅で高齢者を介護されている方を対象として、一定の条件のもと慰 労金を支給します。
- 対 象 ①要介護4または5に認定された方を、介護保険のサービスを利用し ながら在宅で継続して6か月以上介護されている同居家族(市民 税非課税世帯)。
  - ②寝たきりの高齢者・認知症高齢者およびこれに準ずる寝たきりの高 齢者・認知症高齢者の方を、介護保険サービスを利用せずに在宅で 継続して6か月以上介護されている同居家族(市民税非課税世帯)。



- 支給額 ①の方

②の方

- ●年額80.000円
- ●月額30,000円 (寝たきりの高齢者・認知症高齢者を介護されている方)
- ●月額15.000円(準寝たきりの高齢者・準認知症高齢者を介護されている方)

### 家族介護者交流事業

内容 在宅で寝たきり・認知症の高齢者を介護されている方の 心身のリフレッシュや介護情報の知識取得を目的として 介護者同十の交流会などを実施します。



### 介護者家族の会

☆ 介護をされている家族が集い、認知症や介護の勉強のほか、リフレッシュができるイベント を実施しています。また、介護のコツなどお互いの情報交換もしています。

【園部】なごみの輪

【八木】たんぽぽ

【日吉】絆の会

【美山】あいの会

※介護者家族の会の詳細については、南丹地域包括支援センターまでお問い合わせください。

26

# その他の福祉サービス



### 外出支援サービス

- 一般の交通機関を利用して外出することが困難と認められる高齢者や障がいのある方について、 医療機関への通院時および通院に伴う院外薬局への立ち寄り時の送迎を行います。
- おおむね65歳以上の高齢者または心身に障がいがある方で、 歩行が著しく困難なため車いすなどを使用している方。
- 自己負担があります。

### 訪問理美容サービス

- 一般の理美容院に出向くことが困難な方を対象に、自宅で散髪などのサービスを受けることがで きるよう、理美容師の出張に要する費用の一部を助成します。
- 在宅で寝たきり、認知症および虚弱な高齢者または障がいのある方で、一般の理美容院に出向く ことが困難な方。

### 「食」の自立支援サービス

- 🕨 自立した日常生活を支援するため、食事を定期的に自宅まで配達します。配達時には利用者の安 否確認を行います。
- おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、または心身に障がいがある方で調理の 困難な方。
- 自己負担があります。

### 高齢者等除雪対策事業

- 自宅敷地内の歩行を可能とする除雪、住居屋根の雪下ろし作業に対する費用の一部を助成します。
- 自力での除雪が困難な高齢者世帯等。

自己負担があります。

### 日常生活用具給付事業

- 安心・安全な在宅での生活支援を行うため、電磁調理器などを給付または貸与します。
- ,おおむね65歳以上であって、心身機能の低下にともない防火などの配慮が必要な在宅のひとり 暮らし高齢者等。
- 所得状況に応じて自己負担があります。

### 認知症初期集中支援事業

・認知症の初期の方、認知症による周辺症状にお困りの方に「オレンジチームなんたん」が初期対 応支援を行います。詳細についてはお近くの南丹地域包括支援センターにお問い合わせください。

### あんしん見守りシステム事業

- 内 容 固定電話の回線に専用装置を設置し、「緊急・相談ボタン」を押すことで、24時間365日、専門 のスタッフにつながり、日常の健康相談への対応や急病などの緊急時には近隣住民などの協力の もと対応します。
- 対 象 おおむね65歳以上で次のいずれかに該当する方。
  - ①ひとり暮らし高齢者
  - ②高齢者世帯およびこれに準ずる世帯に属する高齢者、心身に障がいのある方で当事業による見
  - ③扶養義務者や同居家族などが不在などの理由で当事業による見守りが必要な方
- 所得状況に応じて利用料の自己負担があります(通話料は無料)。

### 南丹市徘徊SOS「つながろう南丹ネット」

- 🛜 高齢者が徘徊などにより行方不明になった場合にできるだけ早く発見し、ご家族のもとに帰って いただけるようにするための、安心と安全を守るネットワークです(事前登録が可能です)。
- 家)市内に住所のある認知症等による徘徊や徘徊のおそれのある方。
  - ※南丹地域包括支援センターまたは高齢福祉課までご相談ください。

### 成年後見制度利用の援助・相談

- 容 成年後見制度とは、認知症高齢者や知的障がいのある方、精神障がいのある方で判断能力が十分 でない方を支援するための制度です。「法定後見制度」と「任意後見制度」の2種類の制度があ ります。
  - ※成年後見制度の詳細については、南丹地域包括支援センターまたは南丹市権利擁護・成年後見センタ 相談課)までお問い合わせください。

### 地域福祉権利擁護事業

- 住みなれた場所で安心して生活ができるよう、福祉サービスの利用手続きや日常生活のお手伝い、 相談などを行います。
  - ●情報の提供、助言
  - ●福祉サービスの利用手続き援助
  - 希望の福祉サービスについての要望などを聞き、申請方法を説明するなど、手続きの支援をします。
  - ●福祉サービス利用料の支払い等
  - ●苦情解決制度の利用援助
  - 現在利用されている福祉サービスに対する疑問や不満について、解決に向けた支援をします。
  - - 日常生活にどれぐらいのお金が必要か一緒に考え、計画的な金銭管理ができるよう支援します。金融機 関への同行、生活費の払戻し行為の代行、光熱費や保険料・税金の支払い手続きの支援なども行います。
  - ●通帳・印鑑等の保管
- 高齢者(認知症や物忘れのある方)や、知的障がいや精神障がいがあり、福祉サービスの利用や 日常的金銭管理等について不安がある方など(ただし、利用援助の契約書や支援計画について理 解でき、在宅で生活している方)。
- 1時間あたり1,000円。加えて移動費等の負担があります。
- ※地域福祉権利擁護事業の詳細については、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 南丹市社会福祉協議会 ☎0771-72-3220



### 地域包括支援センターは、地域のみなさんの安心を支えます

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点です。住みなれた地域で 安心して暮らしていけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族 を支えています。高齢者本人や家族、地域住民、ケアマネジャーなどから受けた悩みや相談を、適切 な機関と連携して解決に努めます。

### 自立して生活できるよう支援します

#### 介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された方や事業対象者の方、支援や介護 が必要となるおそれの高い方が自立して生活できるように支 援します。

### みなさんの権利を守ります

みなさんが安心していきいきと暮らせるように、みなさん の持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、 成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。



主任ケアマネジャー



保健師 (または経験豊富な看護師)



社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに 連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。

### なんでもご相談ください

#### 合 相 談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療のことなど、 なんでもご相談ください。

### さまざまな方面からみなさんを支えます

### 包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネット ワークをつくり調整します。

### 南丹地域包括支援センター

●園部事務所

南丹市園部町小桜町47番地

**2**0771-68-3150

●八木事務所 ●日吉事務所 南丹市八木町西田山崎17番地

**☎**0771-43-0551

美山事務所

南丹市日吉町保野田垣ノ内11番地 ☎0771-72-0214

南丹市美山町安掛下8番地

**2**0771-75-1006

### 南丹市役所(本庁)高齢福祉課

**2**0771-68-0006

八木支所

**2**0771-68-0020

#### 日吉支所

**2**0771-68-0030

#### 美山支所

**2**0771-68-0040

#### 南丹市高齢者福祉ガイドブック

発行:南丹市 T622-8651

南丹市園部町小桜町47番地

☎0771-68-0001 (代表)

https://www.city.nantan.kyoto.jp/www/



